

## 令和6年度からの制度改正に伴う介護保険事業所・施設の指定等について

### 1. 訪問リハビリテーション事業所の指定基準等について

令和6年6月1日以降、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった時は、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなされます（以下「施設みなし」という。）。なお、既に指定を受けている訪問リハビリテーション事業所については、当該事業所の有効期限の翌日から指定されたこととみなされます。

このため、既に指定を受けている訪問リハビリテーション事業所のうち、令和6年6月1日以降に有効期限が到来する事業所については、更新手続が不要です。

#### (1) 訪問リハビリテーション事業所（施設みなし）の事業所番号及び事業所名について

既に指定を受けている指定訪問リハビリテーション事業所（本体施設が介護老人保健施設又は介護医療院のもの）の介護保険事業者番号及び事業所名については、原則として有効期限が到来した翌日から本体施設の介護保険事業者番号及び事業所名となります。

ただし、事業所名については、有効期限が到来した後でも、通称として利用する場合は問題ありません。

※ 例 介護老人保健施設A（介護保険事業所番号 3450000000）に所在する指定訪問リハビリテーション事業所B（介護保険事業所番号 3470000000）の場合。（有効期限が R6. 6. 30）

	有効期限到来前（～R6. 6. 30）	有効期限到来後（R6. 7. 1～） （みなし指定）
介護保険事業所番号	3470000000	3450000000
事業所名	訪問リハビリテーション事業所B	介護老人保健施設A

#### (2) みなし指定を受けた訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション事業所の人員配置基準の緩和

指定訪問リハビリテーション事業所（通所リハビリテーション事業所）の本体施設が介護老人保健施設又は介護医療院である場合、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、訪問リハビリテーション事業所（通所リハビリテーション事業所）の医師の配置基準を満たしているものとみなすことができます。

#### (3) 訪問リハビリテーション事業所を開設する際に必要な手続きについて

介護老人保健施設又は介護医療院の施設内に、事業所の専用区画を確保する必要があるため、介護老人保健施設（介護医療院）開設許可事項変更申請により、変更許可を取る必要があります。

また、介護報酬を算定するため、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」等の提出が必要です。

なお、新規指定の手続きは不要です。

### 2. 共生型通所リハビリテーション事業所の指定基準について

障害福祉サービスとの連携を強化し、障害者の身体機能・生活能力の維持・向上等に関する自立訓練（機能訓練）を拡充するため、通所リハビリテーション事業所において、自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（機能訓練）の提供が可能となります。

なお、共生型通所リハビリテーションのサービスを行うためには、障害者総合支援法の指定申請の手続きが必要です。

詳細は、障害福祉サービスの担当窓口に確認してください。

### 3. 管理者の兼務範囲の明確化について

管理者が兼務できる事業所の範囲は、同一敷地内の事業所、施設等に限られていましたが、令和6年4月1日から管理者は同一敷地内ではない他の事業所、施設等の職務に従事することができるようになります。(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションの管理者については、令和6年6月1日から)

ただし、管理者は、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことが可能であり、かつ、その職責を果たせる場合に限りまので、管理者の負担等も考慮して、業務内容を見直すなど、適切に配置してください。

### 4. 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置等

令和6年4月から、居宅介護支援事業者も市町からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになりました。

その際、居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の人員の配置について、次のとおりの人員配置基準が緩和されます。

- (1) 介護支援専門員のためのみの配置で事業を実施することが可能。
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合、兼務可能。ただし、指定居宅介護支援事業者が管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。